

(別添1)

○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について（平成10年4月8日障発第230号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発第230号 平成10年4月8日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障発0426第7号 <u>平成25年4月26日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について</p> <p>(略)</p> <p>第一 免疫機能障害者に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（更生医療）の適用について 1～3 (略)</p> <p>第二・第三 (略)</p>	<p style="text-align: right;">障発第230号 平成10年4月8日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について</p> <p>(略)</p> <p>第一 免疫機能障害者に対する障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（更生医療）の適用について 1～3 (略)</p> <p>第二・第三 (略)</p>